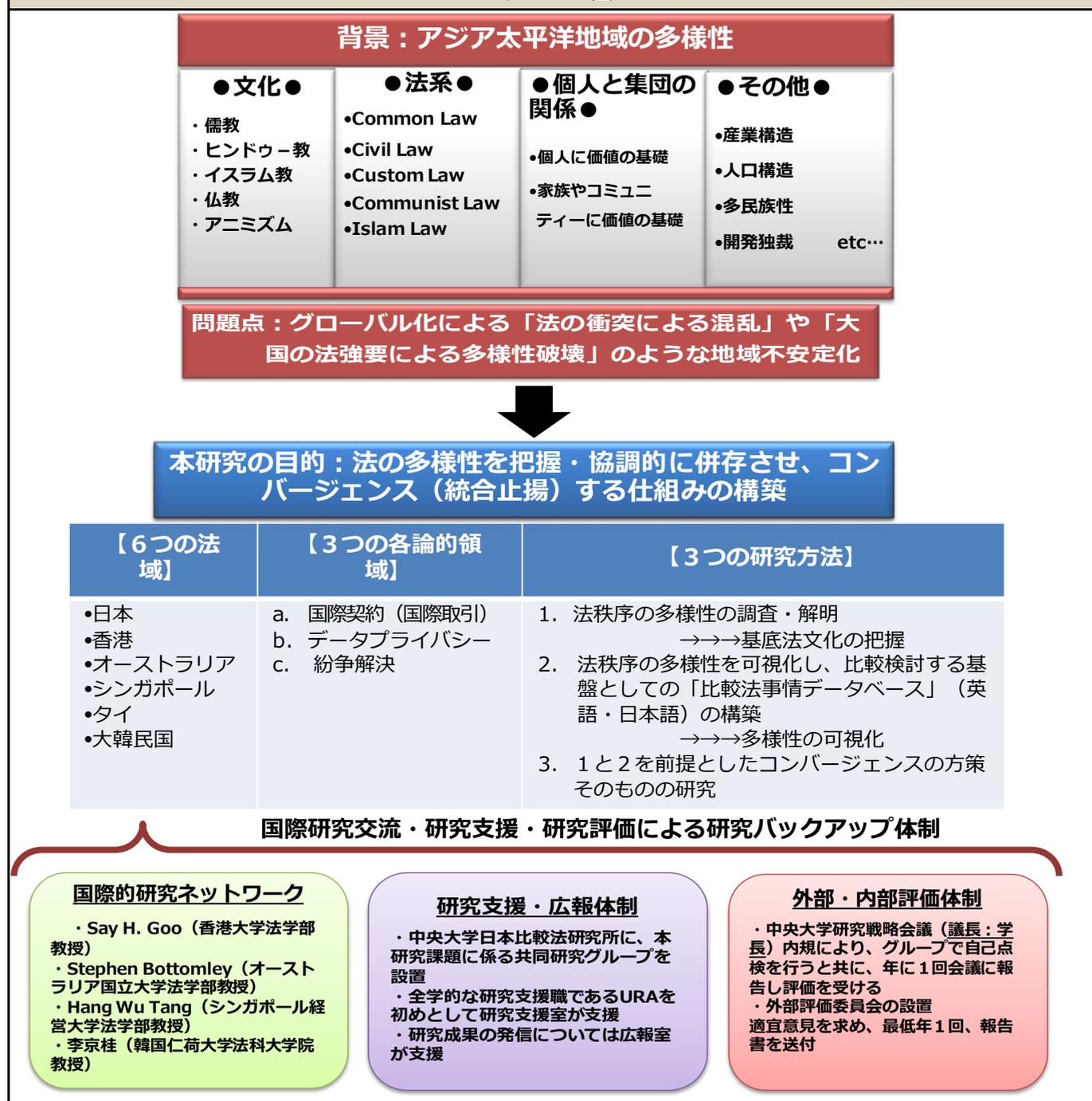


平成28年度私立大学研究ブランディング事業計画書

1. 概要(1 ページ以内)

学校法人番号	131050	学校法人名	中央大学		
大学名	中央大学				
事業名	アジア太平洋地域における法秩序多様性の把握と法の支配確立へ向けたコンバージェンスの研究				
申請タイプ	タイプB	支援期間	5年	収容定員	22108人
参画組織	研究推進支援本部				
審査希望分野	人文・社会系	○	理工・情報系		生物・医歯系
事業概要	<p>本プロジェクトの目的は、アジア・太平洋地域が、世界最大の経済発展セクターでありながら異なる法文化伝統が認められる地域であることに着目し、この地域の法秩序の多様性自体を解明し、協調的に併存させ、コンバージェンス(統合止揚)する方法を提言することである。本学は、プロジェクトの成果である比較法事情データベースを用い、この研究領域において、日本・アジア・世界の法情報センターとして貢献することを旨とする。</p>				

イメージ図



2. 事業内容(2ページ以内)

(1) 事業目的

今日、経済のグローバル化加速に伴い、その法基盤確立が重要となっている。しかし、従来型法秩序は国家法によって構成されており、グローバルな事象に対応するには構造的な限界がある。そこでビジネス法の領域を中心に、各論的な対応が広まっているが、そこには既存の法システムのいずれかに優越性を認め、法文化の多様性を否認する傾向が認められる(例えば、経済産業省『2013年版不正貿易報告書』479頁「参考・競争法の過度な域外適用については、『輸出者利益』に基づき相手国の国内市場の在り方に対して、反トラスト法の域外適用を行おうとする米国の政策は、国際法上許容される範囲を超えるものである。」と指摘する)。とりわけ、アジア太平洋地域は、世界最大の経済発展セクターながら、異なる法文化伝統が重層的に認められる地域であり、かつ、政治的不安定要因も多い。そこで一方では、米国法域外適用のように、支配的経済力をもつ、いわゆる「大国」法制度の介入を認め、これに従う国々が短期的な経済利益を得るというアプローチが用いられることも多い。

しかし、このアプローチは、法文化的差異を背景とする混乱を助長し、結果として、域内、ひいては世界の法的秩序を破綻させるリスクをも内包しており、他の方法が模索されている。可視的課題としては、イスラム法やシク教義に基づく装束の公の場での許容性、独占禁止法の域外適用、個別契約の準拠法と管轄裁判所・仲裁システム選択のあり方等が挙げられるだけでなく、近代市民法的な法主体や権利義務概念自体が、実は、基底文化レベルで理解されていないといった不可視的な問題も横たわっている。そこでこの地域における法秩序について、その多様性自体を解明し、多様性の存在を前提として、いずれかの法秩序を優越的なものとして「押しつける」のではなく、また逆に各国国内法による多文化・他法システムを無視した孤立主義的アプローチをとるのでもなく、多様性を協調的に併存させ、統合止揚(コンバージェンス)する方法を研究し、実務に反映せしめることが喫緊の課題である。たとえば宗教婚と世俗婚の併存、主権国家の裁判所から国際商事仲裁による紛争解決への移行等は、本研究の視点からすると、正にコンバージェンスの一つの方法であるが、これまでは分野ごとに各論的に研究がなされてきたために、グローバル社会全体を視野に入れて、課題と対応策を鳥瞰すること自体が困難となっている(例えば、シンガポール最高裁メノン長官の2016年1月27日のスピーチ“Doing Business Across Asia: Legal Convergence in an Asian Century”(http://www.supremecourt.gov.sg/news/speeches)の指摘参照)。

そこで本研究では、実定法のみならず、その背後あるいは前提にある、宗教、文化、言語、政治体制、経済力、新しい科学技術等の条件を含め、この地域の有力な研究者と連携した国際共同研究として、3つの方向から研究を進める。第1は、法秩序の多様性を調査・解明する研究である。これは、各国の研究者の連携を核として行う。第2は、それを可視的に比較検討する基盤としての「比較法事情データベース」の構築である。第3は、両者を前提として、コンバージェンスの方策そのものを研究する。これら3つの研究によって、アジア太平洋地域における協調的で安定した法の支配、換言すれば、国境を越えた法交渉において、各国・法域の多様な法秩序や法文化が根底から傷つけられることなく、全当事者が利益を得る方策を見いだしうる基盤形成を行うことが本研究の目的である。なお本研究は、上記のように3つの側面を含むが、法は社会の全局面に関わることから、法の多様性を具体的に検討するためには、総論的検討に加えて、先行的に検討を行う各論的領域を設定し、その成果を他の各論的領域に広げることが適切であると思われる。そこで、本研究では、現在実務的なニーズが極めて高い次の3つ、(a)国際契約(国際取引)、(b)データプライバシー、(c)紛争解決の各論的領域を検討するものとする。また、世界2大法系たる欧州大陸法とイギリス法が継受され、伝統的文化と交錯しているところにアジア太平洋地域の法多様性の特徴があることから、大陸法系の日本、大韓民国及びタイ、イギリス法系の香港、オーストラリア及びシンガポールを対象法域とする。

本学は、英吉利法律学校として創立されて以来、法学研究に長い伝統と歴史を持ち、建学の精神「實地應用ノ素ヲ養フ」に示される、抽象的体系性よりも具体的実証性を重視する実学の精神に基づき、既に法学研究を進めるだけの強固な知識と基盤を有する。また現在本学は、6学部、8大学院研究科、3専門職大学院及び9研究所に加え、産学官連携を本務とする研究開発機構、研究推進支援部門である研究推進支援本部及びこれを支える研究支援室によって、活発な研究が展開されており、それらに対する研究支援にかかる体制整備がなされている。これにより、本研究課題については、研究段階から成果の社会的活用に至るまで、広く上記協力体制を活用して実施することが可能である。

(2) 期待される研究成果

(1) 法秩序の多様性を調査・解明する研究

第1の成果目標は、国際的な研究連携を基礎に、法秩序の多様性を明らかにするための基準の設定を行い、爾後、この分野の研究における参照モデル(本研究成果との差分をもって爾後の研究が説明できるモデル)を構築することである。第2の成果目標は、上記(a)~(c)の各論的領域における多様性について、実証的な調査を行い、既存の法秩序を基底法文化との関係を含め、記述することである。

(2) 「比較法事情データベース」の構築の研究

上記(a)~(c)について、6つの法域の法事情を英語(及び日本語)で記述して、研究者及び実務家が利用できる環境を整備することであるが、これは、第1に上記(1)での研究成果を受けて、比較項目(データベースの項目)を適切に設計し法事情データベースの参照モデルを構築することと、第2に実際に構築されたデータベースを研究者と実務家(ビジネス、法、政府交渉等)に提供することが含まれる。これに

より、研究者は自らの比較法研究に必要な基礎資料入手の時間的・経済的コストを低減し、法内容そのものの研究に専念できるほか、実務家であれば、国際取引・データ移転の実務において、法多様性の無視や誤解から生じる契約不履行や訴訟のリスクを低減できる。

(3) コンバージェンスの方策研究

例えばデータプライバシーの領域では、EUは、コンバージェンスではなく、EU法への服従を求める傾向が強い（EU法と同等以上のデータ保護水準にあるとEUが認めない法域には、EUから個人データ移転を認めない）。これは確かに、プライバシー確保の一法策であるが、プライバシー概念自体が異なる法域では、そもそも「同等以上の水準」という議論が成り立たず、EU法は、自らの法文化に対する侵略的制度であるという紛争を生みかねない。そこで、当該法域の法事情から、何が調整されるべき問題であるかを明らかにし、具体的なコンバージェンス方策を論文、契約書モデル、政府交渉案あるいはコンピュータシステムという形で提示することが必要である。これらの成果として期待されるのは、まず差異の可視化によって、不要な対立やコスト増加を回避する基盤の提供である。たとえば、個人データの移転について、抽象的な「プライバシー・リスク」ではなく、具体的なリスクを把握することは、合理的法行動の基盤である。次に期待されるのが、可視化を通じて相対的にリスクが小さな法制度・運用が示されることにより、法のコンバージェンスが促進されることである。「大国」の法が事実上強行され、合理性や「法の支配」に反した法実務が存在することも稀ではない現状に対して、代替策を提示するのである。第3に、この研究成果が認められると、今回の3課題以外でも、同様の取り組みを期待することができる。アジア太平洋地域において「法の支配」が強化され、安定することが、研究の発展的目標である。

なお、上記研究を行うためには、とりわけ(1)との関係では、アジア太平洋地域における海外パートナー研究者・研究機関との連携が必須であり、(2)との関係では構築したデータベースの運用についての安定的な基盤が必要となる。すでに研究代表者らは海外パートナーとして、香港大学アジア国際金融法研究所、シンガポール経営大学比較商事法研究所、メルボルン大学アジア法研究所の協力内諾を得ているほか、「事業実施体制」記載の海外研究者からも個別に協力内諾を得ている。また、法情報DB提供社と共同研究又はライセンス供与に向けた交渉を開始している。

また、達成度の測定方法を明確化するため、当初の3年度の目標として、以下の5つを定める。(1)3課題について、その多様性を比較する基準を設定し、(2)その基準に基づく個別課題調査を70%終了させ、(3)これを比較法事情データベースに格納してテスト稼働させ、(4)基底法文化の差異についての調査研究を公開し、(5)法の多様性を明らかにするための基準の設定に関する論文等を発表する。これらの研究成果を用いてアジア太平洋地域における法多様性の可視化とコンバージェンス研究を行う方策を討議するシンポジウムを開催し、国内外の研究者、実務法曹、企業法務関係者から、研究の可用性が認められることが目標たる中間成果である。そこで、3年度目の研究成果測定としては、上記DBの構築進捗度（量的評価）に加え、外部評価者及びシンポジウム参加者からの可用性についての評価（質的評価）を用いる。さらに、4・5年度においては、上記シンポジウムや外部評価委員から得られた意見を元に、比較法事情DBを調整の上発展させ、予定する比較項目の100%についてデータを入力した上で、再度5年度目にシンポジウムを開催し、本研究成果に基づく発展的なコンバージェンスの方策研究を開始させることが目標となる。量的測定方法としては、4年度目以降のDBのβテストにおいて、無償利用ライセンスを日本国内の法学研究部門がある大学・大学院の70%以上に提供すること、事業年度終了後に商業DBのコンテンツとして利用せしめることで、爾後のDB維持に必要な費用を確保することとする。

(3) ブランディングの取組

(1) 成果を足がかりにした研究及びブランディング

本研究の成果である「比較法事情データベース」は、法域の追加、各論的課題の追加、情報の安定的更新を続けることによって、本学が、この領域において、日本のみならずアジア・世界の情報センターとして貢献する基盤となる。他方で、本学のもつ強力な国内外及び研究者と実務家をつなぐネットワークを活用し、将来的に、大学として取り組むべき各論的課題を設定して、さらなる国際共同研究を行うことが可能となる。アジア・太平洋地域においては、既に本研究と同様の発想の取り組み、つまり法における多様性承認を基礎とするコンバージェンスの努力がはじまっている。たとえば、国境を越える犯罪規制、臓器移植等の越境的生命倫理問題などについては、これまでのところ、アジアの法事情を前提とした議論が難しいとされてきたが、こうした点についても、コンバージェンスの方策がないかを検討することは、アジア初の比較法研究所を擁する総合研究型大学であり、かつ、多くの実務家を輩出している本学であるからこそ果たすことが可能である。

(2) 具体的な成果発信方法

「比較法事情データベース」を構築、公開し、広く研究成果を公表する。一般向けには、リーフレットの作成、また本学HPや冊子媒体を使用する。研究者、実務者向けには国際学会等で発表しプレスリリースを順次行う。3年度目及び5年度目にシンポジウムを開催し、その各論的事例として、同地域における「契約のあり方」のように研究者にも実務家にも有意なものを組み込み、世界との相互理解促進を促す。また、日本型契約のあり方等日本法事情については、DBとは別に英語での情報発信をwebを通じて行うとともに、発信方法についても適宜検討を行い、法の多様性研究の先端を担う当該法情報センターの情報をSNS等を活用して常時発信する。

3. 事業実施体制(1 ページ以内)

1. 研究チーム体制

本研究は、中央大学の複数の部局に所属する研究者及び学外研究者による研究チームを編成し、これにより進めるものとするが、その体制は次のとおりである。

(1) 全体調整グループ：研究全体を調整し、対外的折衝にあたる。

佐藤信行（法科大学院教授）、伊藤壽英（同兼日本比較法研究所所長）

(2) 比較法事情データベースグループ：比較法事情データベースの設計及びデータ実装にあたる。

佐藤信行、伊藤壽英、加藤俊一（理工学部教授）

(3) 基底法文化グループ：法文化の多様性の基底・基盤を研究する。

伊藤壽英、佐藤信行、森光（法学部准教授）、石山文彦（法学部教授）

(4) 国際取引法グループ：同領域での各論的調査研究を担当する。

伊藤壽英、阿部道明（法科大学院教授）、北井辰弥（法学部教授）、西村暢史（法学部准教授）

(5) データプライバシーグループ：同領域での各論的調査研究を担当する。

佐藤信行、辻井重男（研究開発機構機構フェロー）、宮下紘（総合政策学部准教授）、清水潤（崇城大学准教授）

(6) 紛争解決グループ：同領域での各論的調査研究を担当する。

猪股孝史（法学部教授）、檜崎みどり（同）

(7) 海外パートナー研究者：それぞれの法域調査に必要なアドバイスを行う。

Say H. Goo（香港大学法学部教授）、Stephen Bottomley（オーストラリア国立大学法学部教授）、Hang Wu Tang（シンガポール経営大学法学部教授）、李京桂（韓国仁荷大学法科大学院教授）

2. 研究の実施体制及び進捗管理方法

本研究は、各グループごとが主体的に実施するが、共同研究にしばしばみられる部門ごとの進捗のアンバランスを回避し、研究成果の社会発信を担保するために、研究の実施及び進捗管理には、(2)のデータベースの比較項目設定・調査・データ実装という計量的に評価できる部分を利用する。このうち、比較項目設定と調査は上記1(4)～(6)グループが主として担当するが、外国法事情調査については言語的限界もあることから、全体調整グループが1(7)海外パートナーの協力の下、海外における適切な法情報調査協力者・機関を得て、情報提供を受けるものとする。データ実装は上記1(2)グループが担当する。1(3)グループは、(2)グループと連携してデータベースの基本設計に協力すると共に、基底法文化自体について、研究ノートとしてコンテンツを提供する。なお、全体調整グループは、1年度を4ヶ月ごと3半期に区分する進捗管理体制を構築し、グループ間の作業進捗の調整に努めるものとする。

3. 全学的な研究支援体制

本研究については、学部・研究科横断的なものであると同時に学際研究の側面を有することから、(1)中央大学が設置する日本比較法研究所に、本研究課題に係る共同研究グループを置くほか、他の研究所に所属する研究者の協力を得てアジア多様性研究を進めること、(2)全体調整グループ所属の研究者の研究室があるキャンパスに本研究支援の固定スペースを確保し、リサーチアシスタント等が研究補助作業を行うこと、(3)全学的な研究支援職であるURAが関わること、(4)研究成果の発信については本学広報室が支援すること、(5)当初研究資金については、研究戦略会議のイニシアティブのもと本学が確保すること、(6)研究をより発展させるために必要な、科学研究費等外部資金の獲得活動について研究支援室やURAが支援すること、等を行う。なお研究費の適正使用・経費執行管理体制については、上記研究戦略会議の事務局である研究支援室が担う。

4. 自己点検及び評価体制

本研究に係る自己点検については、年次計画記載の数値目標による進捗度チェックを基礎として、中央大学研究戦略会議（議長：学長）規程6条6号に基づく「研究拠点の自己点検・評価制度要綱」に定める評価指標を設定し、全体調整グループが自己点検を行うと共に、その結果について年に1回、研究戦略会議に報告し評価を求めるものとする。この要領は以下の通りである。

(1) 事前に「評価指標」を設定し、適切な時期に「自己評価による効果の検証」を行う。

(2) 「評価指標」の設定や「自己評価による効果の検証」の結果をそれぞれ研究戦略会議に報告する。

(3) 報告を受けた研究戦略会議は、「研究プログラム等対応全学検討会議」に助言を求める。

(4) 得られた助言について、

- ・事前の「評価指標」設定については、代表者に修正を求めることができる、
- ・「自己評価による効果の検証」の結果については、代表者に次の研究計画への反映等に活かすように伝えるものとする。また、「自己評価による効果の検証」の結果は、この自己点検・評価制度の改善に役立つものとする。

5. 外部評価体制

外部評価については、本研究の特性に鑑み、アジア太平洋地域における有力な法学研究教育機関の関係者を委員とする外部評価委員会を設置し、意見を求める。委員に対しては、最低年1回、報告書を送付し、またデータベースについてはアクセス権限を設定し、研究進捗とその国際社会的意義について意見を求めるものとする。また、第3年度と第5年度に予定しているシンポジウムには、外部評価委員のうち最低1名以上を招聘し、直接意見を求めるものとする。

4. 年次計画(2ページ以内)

平成28年度	
目標	<p>H28年度の目標は、6対象地域・3各論課題について、比較項目を設定するための研究体制を整備し、比較項目設定の前提となる基礎研究を行うことである。具体的には以下2点である。</p> <p>(1) 国際取引法、データプライバシー及び紛争解決の3つの課題（以下「3課題」という。）について、アジア太平洋法域における法の多様性把握のためには、どのような項目に着目して比較を行うべきかの洗い出しを行う。</p> <p>(2) 日本、香港、シンガポール、オーストラリア、韓国及びタイについて、その基底法文化の研究を行うために必要な要素の検討を行う。</p>
実施計画	<p>本研究では、比較法事情データベース（DB）を構築するが、その設計の際最も重要なのは「比較の視点」を確立し、これをDB構造に反映することである。たとえば、3課題にとって「契約」という法技術が重要となることはいままでの間でもないが、基底法文化の違いにより、何が契約であるか自体が異なっている。「信託」は日本法では契約の一種であるが、香港等イギリス法系では、契約の一種ではない。よって「契約法理が規律する社会活動の範囲の違い」という比較の視点が必要となり、それらを比較法事情DBに落とし込む際には、どのような方法が適切かを検討しなければならないことになる。そこで、上記「目標」(1)(2)の実施は、以下の計画によるものとする。</p> <p>(1) 国際取引法、データプライバシー及び紛争解決の3課題について、各研究グループ（研究G）が研究会を行い、最も重要と考えられる比較の視点を抽出する作業を行う（これがDB上の「大項目」となる。）この際、「3. 事業実施体制」で示した海外パートナー研究者は、各法域・専門の視点から、研究Gの提示する「大項目」原案に対して意見を述べ、必要に応じて別案を提示する。また、「3. 事業実施体制」で示した外部評価者は、この「大項目」が3課題の全体をカバーしており、かつこの「大項目」が3課題について適切なものであるかどうかの指標で研究モニタリングを行う。この際、国際取引については、国際物品売買契約に関する国連条約及びハーグ統一売買法条約、データプライバシーについてはEUデータ保護規則、紛争処理についてはWTO協定といった、他法域における法統一の取り組みに係る課題をカバーしているかを基準とする量的評価と質的評価を複合的に用いる。なお、データプライバシー課題については、「大項目」の下に「中項目」「小項目」の合計3階層のDB上の比較項目を設定する先行的作業を行う。</p> <p>(2) 基底法文化研究については、各地域における近代法の継受のあり方について基礎的な調査研究を行い、研究ノート（法律学の分野で広く用いられる論文の一形式で、論文執筆者が新たな理論を提唱することではなく、法の理解に必要な基礎的情報を整理・紹介することを目的とするもの）にまとめる。すなわち、対象6地域は、いずれも固有法文化の上に、外国法（ヨーロッパ大陸法やイギリス法）が移入された地域（「法の継受」地域）であるが、継受のあり方の多様性が、現在の法の多様性の重要な要因であると考えられている。そこで、本年度においては、6地域の法の継受のあり方について、歴史的事実（例えば、日本における仏独英米法継受の歴史など）を中心とする基礎的調査研究を行う。この際、海外パートナー研究者は、それぞれの法域について、基本情報を提供して意見を述べ、外部評価者は、引き続き調査すべき優先項目は何か（質的評価）を中心にアドバイスを行う。</p>
平成29年度	
目標	<p>(1) 前年度に法事情比較項目についてDB上の「大項目」（データプライバシーについては中項目と小項目）に対応する項目設定を行ったことを基礎に、残る2課題についても「中項目」「小項目」設定を行い、比較法事情DB構築のための比較項目の確定を行う。</p> <p>(2) 香港、シンガポール、オーストラリア、韓国及びタイについて、(1)で設定された比較項目に係る法事情調査を開始する。</p> <p>(3) 基底法文化の研究については、権利主体性、所有権概念、物権債権関係、慣習法の位置等について調査研究と研究ノート執筆を行い、さらに検討が必要な基底法文化要素を顕出する。</p>
実	<p>(1) 3課題について比較の視点設定を進め、大中小DB項目に落とし込む作業を完了させる。この際海外パートナー研究者に対して原案を送付し、意見を求め、必要に応じて修正を行う。</p> <p>(2) 各法域で、それぞれの比較項目に対する調査を開始する。この調査結果は、比較を行うために、英語で取りまとめるものとする。比較項目数の総体は、平成28・29年度の研究成果により確定することから現状では推計値に留まるが、各課題につき大項目レベルで100（小項目レベルで1,000程度）と考えている。これを前提として、下記に示す手法と担当者により、当該年度においては比較項目数に対して、30%の取り纏めを行う。</p> <p>(3) 上記30%の取り纏めは、次の手順で行う。まず、全体調整Gが、海外パートナー研究者の協力を得て、海外法情報調査協力者又は機関（例えば、香港大学アジア金融法研究所等の大学附属</p>

実施計画	<p>研究所、日本留学経験のある大学研究者、国際法務と法情報調査を専門とする現地法律事務所等)を選定し、情報提供を受けるものとする。提供された情報は、3課題の担当Gと海外パートナー研究者が、国内外における文献研究や聞き取り調査との比較統合、理論的整合性検証等により解析を行い、その結果を小項目単位で英語により記述する。比較法事情DBGは、この情報をDBへの実装に適した形(比較法事情に最適なxml形式を開発し、これに落とし込むことを計画)に加工する。(次年度以下同様)</p> <p>(4) 基底法文化Gについては、海外調査を含む調査研究を行い、上記目標に掲げた課題を研究ノートにまとめるほか、各法域の法実情に照らして重要な基底法文化要素の顕出を行う。</p> <p>(5) 本年度の研究に対する外部評価は、上記(1)で設定された項目が3課題の全体をカバーしていると考えられるかどうか(平成28年度に示したものと同様の量・質の複合評価)、及びそれらが3課題について適切なものであるかどうか(質的評価)の視点、(2)で設定された30%の取り纏めの進捗率(量的評価)をもって行う。</p>
平成30年度	
目標	<p>(1) 3課題について、設定された比較項目に関する各法域調査を行い、比較法事情DBへの実装に適した形に加工する作業を行い、進捗率を70%まで高める。</p> <p>(2) 基底法文化の研究については、集团的権利と個人的権利の関係等について、研究会を中心とする調査研究を行い、また前年度の海外調査によって解明された各法域の法事情に照らした新たな課題を自律的に設定して調査研究を行い、研究ノートにまとめる。</p> <p>(3) 比較法事情DBの設計及びテストデータ入力を行う。</p> <p>(4) 中間成果報告のためのシンポジウムを実施する。</p>
実施計画	<p>(1) 3課題について、前年度実施計画(3)と同様の手法による作業を行い、進捗を70%とする。</p> <p>(2) 基底法文化研究について研究会による課題研究と研究ノート集のオンライン公開を行う。</p> <p>(3) 比較法事情DBの基本設計およびテストデータを利用したαテストを行う。</p> <p>(4) 3課題担当GとDB担当Gは得られた知見について論文を発表し、全体調整Gは、法秩序の多様性を明らかにするための基準の設定に関する論文を発表する。</p> <p>(5) 以上を発表する中間成果報告シンポジウムを実施する。ここにおいて、中間年度までの研究成果を関係者に公開し、それをういてアジア太平洋地域における法多様性の可視化とコンバージェンス研究を行う方策を討議し、その可用性が認められることが目標中間成果となる。</p> <p>(6) 当該年度の外部評価は、(4)のシンポジウムに最低1名の外部評価者の出席を求め、(1)の進捗率も含め、ここまでの研究の進捗、ならびに方向性に対してコメントを受ける。これにより研究計画の改善を図る。</p>
平成31年度	
目標	<p>(1) 3課題について、前年度実施計画(3)と同様の手法による作業を行い、これを完了させる。</p> <p>(2) 基底法文化の研究については、前年度に設定した追加的課題に関して、研究会を中心に調査研究を行い研究ノートにまとめるほか、既存研究ノートを比較法事情DBにコンテンツとして追加し、かつ、他項目とのクロスリファレンス・タグを設定する。</p> <p>(3) DBへのデータ入力を継続し、その試験公開(βテスト)を行う。</p>
実施計画	<p>(1) 3課題について、各法域における調査及び結果の取り纏めを継続し、進捗を100%とする。</p> <p>(2) 基底法文化研究についてはこれまでの成果をデータベースに実装するほか、比較法事情DBを利用した法事情比較の意義と手法についての研究ノートにまとめる。</p> <p>(3) DBデータ入力は、前年度取り纏め済み分まで完了させ、β版として試験公開する。</p> <p>(4) 当該年度の外部評価は、主として、上記(1)(3)の量的評価の視点をもつて行うとともに、外部評価者全員に比較法事情DBのβテストへの参加権限を設定し、コメントを得る。</p>
平成32年度	
目標	<p>(1) DBへのデータ入力を完了させ、βテストで明らかになった問題に対応し、正式公開する。</p> <p>(2) DB活用による新たな研究実務連携に係るシンポジウムを開催し、新たな研究を開始する。</p>
実施計画	<p>(1) 前年度までに取り纏められた比較項目すべてについて、DBへのデータ入力を完了させる。</p> <p>(2) 研究者及び実務家による、比較法事情DBを利用した新たな研究と実務の連携についてのシンポジウムを開催する。</p> <p>(3) 比較法事情DBを活用した新たな手法による個別課題研究を行い、論文として公開する。</p> <p>(4) 比較法事情DBを事業期間満了後にも安定的に運用するため、商業的法DBのコンテンツの一部として提供し、同ライセンス契約料を研究継続のための経済的基盤とする体制を整備する。なお、本学には、創立100周年を記念して設置された法情報調査支援組織「法学部文献情報センター」があるが、そのプラットフォームの活用を検討する。また、安定的な研究基盤としては、本学日本比較法研究所の共同研究グループ制度を活用しさらなる研究推進を図る。</p> <p>(5) 当該年度の研究に対する評価は、構築されたDBについての量的(目標データ量が確保されているか)・質的(操作性等)な視点、およびこれを利用した新たな研究の可能性の視点をもって行う。</p>